

00092

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日に当たる)

## 告示

### 告示 教育職員の免許状の授与

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施解除予定の保定林

保安林予定森林にする旨の通知

市営土地改良事業計画の認可

市営土地改良事業計画の認可

免許状の種類	番号	氏名	本籍地
高等学校教諭 一級普通免許状	昭四二高一普第二号	森田義人	鳥取県

### 鳥取県告示第七百八十八号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県告示第七百八十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

村営土地改良事業の認可  
町営土地改良事業の認可  
数人が共同で行なおうとする土地改良事業計画の認可  
土地改良区の解散  
議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の

### ◆選管告示

一の数及び三分の一の数

◆教委告示 鳥取県指定天然記念物の指定

◆公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
田 中 医 院	倉吉市上井町二丁目九ノ二	昭和四十二年十一月十五日
江原歯科医院	西伯郡中山町田中字荒神の上裏〇ノ二	"
潮歯科医院	岸本町分院	二十三日
フエライト診療所	鳥取市岩倉一〇一	十一月一日
	"	

鳥取県告示第七百九十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に對して検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年十一月一日

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため  
二 実施する区域 別表のとおり

核病検査及びブルセラ病検査  
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏  
三 ひな白痢検査

鳥取県告示第七百九十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十一日

鳥取県知事 石破二朗

## 解除予定に係る保安林の所在場所

氣高郡鹿野町大字末用字毛無山一二三二の一、二三三二の六四から二  
二三二の一〇六まで、大字水谷字太郎右衛門谷東平一〇一六、一〇一七  
の一から一〇一七の五まで、一〇一八、字稗山一〇一九の一から一〇一

鳥取県告示第七百九十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

三 解説の理由

## 二 保安林として指定された目的

氣高郡鹿野町大字末用字毛無山二三二の一、二三三の六四から二三二の一〇六まで、大字水谷字太郎右衛門谷東平一〇一六、一〇一七の一から一〇一七の五まで、一〇一八、字稗山一〇一九の一から一〇一九の五まで、字西ノ谷之奥一〇二八の二から一〇二八の四まで、字土落一一〇の一から一一〇の四まで、字御崎谷一一四の二、一一四の三、一一四の五、一一四の六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(2) 主伐として伐採できる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)

間伐その他の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鹿野

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項及び第二

項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

一 (1) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字新川前三二九三の一

(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

二 (1) 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一

(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 米子市役所

(3) 解除の理由

道路敷地とするため

三 (1) 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九

(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

国立公園事業敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第七百九十四号

昭和四十二年十月二十五日付けで米子市長から申請のあつた土地改良

(老朽ため池補強)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石破 二朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

00096

(第三種郵便物認可)

第3894号

昭和42年12月12日 火曜日

5

## 鳥取県公報

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百九十五号

昭和四十二年十月二十六日付けで鳥取市長から申請のあつた土地改良

(農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破

二 朗

鳥取市役所

三 縦覧に供する場所

四 異議の申立

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百九十七号

昭和四十二年十月十二日付けで氣高町長から申請のあつた土地改良(農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破

二 朗

鳥取市役所

三 縦覧に供する場所

四 異議の申立

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百九十六号

昭和四十二年十月二十七日付けで鳥取市長から申請のあつた土地改良

(かんがい排水)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

氣高町役場

三 縦覧に供する場所

四 異議の申立

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

鳥取県知事 石 破

二 朗

鳥取市役所

三 縦覧に供する場所

四 異議の申立

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百九十八号

昭和四十二年十月二十八日付けで中山町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

中山町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百九十九号

昭和四十二年九月三十日付けで青谷町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

東伯町役場

昭和四十二年十二月十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

青谷町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百号

昭和四十二年九月十二日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良（農道橋整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十二年十二月十五日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

東伯町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百一号

大山町長から申請のあつた町営土地改良（老朽ため池補強）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十二月五日認可した

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第八百二号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良（農道橋）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第八百三号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第八百四号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第八百五号

昭和四十二年十月二十八日付けで米子市葭津渡辺よし子ほか七十七人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び規約の写し二 縦覧に供する期間  
昭和四十二年十二月十五日から二十日間三 縦覧に供する場所  
米子市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第八百六号

次の土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県知事 石破二朗

土地改良区の名称	土地改良区の事務所の所在地
津ノ井村土地改良区	鳥取市桂木
宇田川土地改良区	西伯郡淀江町淀江

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

昭和四十二年十月二十一日現在における鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
七五、五五六人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
一二五、九二六人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
二三、四〇二人

米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
二三、〇六一人

倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
一一、〇四四人

境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
七、三〇九人

岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
六、一三二人

八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
一三、六五三人

気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
五、五〇五人

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
一五、八九七人

西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
一二、六〇七人

日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
七、三一八人

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第三十号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、次のものを鳥取県指定天然記念物に指定したの

で、同条例同条第三項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

名 称	員 数	特 徵	所在 の 場 所	所 有 者
菅野のミズゴケ湿原	云二八・七坪	湿原であり、ミズゴケ並びに湿原植物の群落として学術上きわめて貴重な資料となる。	岩美郡国府町大字菅野字向山八四番地	代表者 森原英太郎

## 公 安 委 員 会 告 示

### 鳥取県公安委員会告示第五十七号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔽

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十二年十二月二十一日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二三〇 烏取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聽聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市瓦町二五の二 荒川 美恵子  
2 鳥取市瓦町一六四 南 照 美